

平成24年中における自転車総合対策推進計画の概要について

1 基本方針

自転車は、幼児から高齢者まで幅広い層が多様な用途で利用する県民の身近な交通手段であり、これまで対象に応じた自転車教室や街頭広報等を通じて、交通ルールの周知やマナー向上のための指導を行ってきており、これらの対策には一定の成果が見られるところであるが、未だ十分に浸透していない現状にある。今後は、これまでの対策の成果を着実に定着させながらも、その方法や効果を点検しつつ、さらなる自転車に関する総合的な対策を推進することとした。

2 推進重点

推進重点	自転車利用者に対する交通ルールの周知と安全教育の推進
	自転車利用者に対する指導取締りの強化
	自転車通行環境の確立

3 第9次栃木県交通安全計画における抑止目標

平成27年までの抑止目標	24 時間 死者 数	75人以下
	交通事故発生件数	8,500件以下
	高齢者人口10万人当たりの死者数	7人以下

4 栃木県における交通事故発生状況(平成23年11月末)

	全交通事故	自転車の関係する事故
発生件数	7,625	1,236
死者数	97	10
負傷者数	9,706	1,235
全発生件数に占める割合	—	16.2%
全死者に占める割合	—	10.3%

5 推進体制

栃木県警察自転車総合対策委員会	
目的	良好な自転車交通秩序の実現のための総合的な対策の基本事項を定めるほか、推進計画を策定する。
組織体制	委員長 交通部長
	副委員長 交通部総括参事官
	委員 交通指導課長、交通規制課長、交通事故抑止対策官 交通企画課 企画安全補佐、事故対策補佐、指導教養補佐 交通指導課 指導取締補佐 交通規制課 指導補佐、規制管理補佐 運転免許管理課 講習補佐

6 推進すべき対策

推進項目	具体的推進要領
1 自転車利用者に対する交通ルールの周知に係る事項	(1) 自転車利用者に対する交通ルール・マナーの普及啓発 自転車利用者には自転車の交通ルールを遵守させるとともに、「自転車安全利用五則」を活用するなど、自転車は「車両」であるという意識の普及啓発を図る。 (2) 関係機関・団体等と連携した自転車の交通ルールの普及啓発 関係機関・団体等との連携を図り、自転車の交通ルールに関する普及啓発を図る。 (3) あらゆる広報媒体を活用した自転車ルールの広報啓発 自転車利用者に対して、あらゆる媒体を活用した広報啓発活動を積極的に実施する。 (4) 栃木県交通安全教育センター利用者に対する周知広報 運転免許の取得や更新等の機会を通じて、同センターを訪れる利用者に対して、自転車の交通ルール遵守に関する周知広報を図る。
2 自転車安全教育の推進に係る事項	(1) 小・中学生等を対象とした安全教育の推進 各警察署においては、市・町の交通安全対策担当課等と連携し、小・中学生を対象とした自転車安全教室を開催する。 (2) スケアードストレイト方式による自転車教室の開催 関係機関・団体と連携して、スケアードストレイト方式による自転車教室を開催するほか、命の尊さやヘルメット着用の重要性を訴えた効果的な安全教育の推進を図る。 (3) 全階層に対する安全教育の推進 県及び市町と連携して、あらゆる階層に対して、自転車シミュレーターを活用した安全教育を推進する。 (4) 交通安全教育車(マロニエ号)の有効活用 交通安全教育車を有効活用し、タイムリーな自転車に関する情報提供に努め、更なる教育効果を高める。
3 各種運動における安全対策の推進に係る事項	(1) 「高齢者に優しい3S運動」の拡大・浸透 自動車等のドライバーを始め、交通社会を構成する全ての方に対し、自転車は「車両」であることを理解していただき、自転車利用者にもSEE、SLOW、STOPの3つのSを実践していただく。 (2) 「危険歩行者思いやりコール運動」の定着・浸透 ドライバーからの110番通報を促進させ、危険な歩行者や自転車を早期に発見・保護する「危険歩行者思いやりコール運動」の定着・浸透を図る。
4 反射材用品等の普及促進に係る事項	(1) 自転車反射材付きカードの利用促進 街頭活動において、同カードの利用促進を図るとともに、自転車の交通ルールのワンポイントアドバイスを推進する。 (2) 反射材用品の普及促進 薄暮時間帯における交通事故を防止するため、街頭活動において反射材用品を配布し、反射材の普及促進を図る。
5 自転車利用者の交通違反に対する指導取締りに係る事項	(1) 自転車利用者に対する効果的な交通指導取締りの推進 自転車利用者の無灯火、二人乗り、信号無視、一時不停止等に対する指導警告を推進するほか、制動装置不良自転車運転を始めとする悪質・危険な違反に対する取締りを強化する。 (2) 「自転車安全利用強化日」における指導取締りの強化 「自転車安全利用強化日」に指定されている毎月8日は、自転車に対する指導取締りの強化を図るとともに、自転車の安全な乗り方に関する広報活動を実施する。
6 交通ボランティア等と連携した街頭活動に係る事項	(1) プロスポーツチーム及び大学生等と連携した街頭広報活動の推進 県内のプロスポーツチーム及びとちぎ学生交通安全リーダー(TACKLE)等と連携して、自転車の安全利用に関する街頭活動を推進する。
7 自治体との連携に係る事項	(1) 自転車ロードレース開催時における普及啓発の促進 ジャパンカップサイクルードレース等の開催期間を通じて、自転車の安全利用に関する広報を促進する。 (2) 「自転車のまちづくり」と連携した取組みの推進 県都宇都宮市が進めている「自転車のまちづくり」と連携した取組みを推進する。
8 自転車通行環境の確立に係る事項	(1) 自転車の通行に係る交通規制の定期的な検証 実施中の交通規制について、定期的な検証を進め、歩道及び車道における交通実態を踏まえて、歩行者及び自転車の安全確保を前提とした所要の見直しを行い、更なる自転車通行環境の確立を図る。 (2) 良好な自転車交通秩序に向けた自転車通行環境の整備 道路管理者と連携し、交通秩序を勘案し、弾力的な見直しを行うなど、自転車通行環境の整備を図る。 (3) 自転車の車道通行を妨害する駐車違反に対する指導取締りの強化 自転車の車道通行を妨害する駐車車両に対する指導取締りを強化する。